



平成 29 年 8 月 21 日発行

◆◆◆ 併用禁忌薬剤の処方について ◆◆◆



日本医療機能評価機構より、8 月 15 日付で医療安全情報 No.129「併用禁忌の薬剤の投与」(第 2 報)が発行されました。2011 年 12 月に第 1 報が出されましたが、その後、類似の事例が 9 件報告されたことから、過去の報告書を元に再度情報提供がされました(添付資料を参照して下さい)。

今回の事例の薬剤はいずれも本院で処方できる薬剤(同一成分を含む)であり、併用される可能性があることから、内容をしっかりご理解頂きたいと思います。なお、詳細事例が掲載されていますが、事例 1(イムラン錠とフェブリク錠の併用禁忌例)については処方オーダー時にアラートが表示されているにも関わらず、新規の処方に対して医師はコメントに「継続」と入力して併用不可を回避しており、その指示を確認した保険薬局でも疑義照会がされずに内服開始となった結果、骨髄抑制が発生しております。本院においても、併用禁忌のアラートに対してコメントを入力することでその入力内容に関わらず処方実施可能となることから、本院でも発生しうる事例であることを十分にご理解下さい。

併用禁忌薬剤の処方は保険上認められていません。併用禁忌薬のオーダー時にはアラートが表示されるので、表示内容をしっかり確認の上、他の治療法の選択等を検討願います(上記例では、ベンズブロマロン錠を選択する、等)。やむを得ず処方せざるを得ない場合は、併用の必要性和リスクをご判断頂き、明確な理由をコメントに記載して頂くようお願い致します。

なお、併用禁忌の処方については、処方時あるいは処方後に薬剤部あるいは保険薬局から疑義照会させていただきますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(文責：安田)



公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.129 2017年8月

併用禁忌の薬剤の投与(第2報)

「併用禁忌の薬剤の投与」を医療安全情報No.61(2011年12月)で取り上げました。その後、類似の事例が9件報告されていますので再度情報提供します(集計期間: 2011年11月1日~2017年6月30日)。この情報は、第44回、第49回報告書「再発・類似事例の発生状況」の内容をもとに作成しました。

添付文書上、併用禁忌(併用しないこと)として記載のある薬剤を併用した事例が再び報告されています。

併用禁忌の薬剤の組み合わせ		件数
イムラン錠 (アザチオプリン)	フェブリク錠 (フェブキソスタット)	3
ワーファリン錠 (ワルファリンカリウム)	フロリードゲル経口用 (ミコナゾール)	2
ワーファリン錠 (ワルファリンカリウム)	ケアラム錠 (イグラチモド)	1
リスモダン (ジソピラミド)	アベロックス錠 (モキシフロキサシン)	1
エフピーOD錠 (セレギリン塩酸塩)	ペチロルファン注射液※ (ペチジン塩酸塩)	1
オーラップ錠 (ピモジド)	クラリス錠 (クラリスロマイシン)	1

※ペチロルファン注射液の有効成分にはレバロルファン酒石酸塩も含まれています。

◆ワーファリン錠とフロリードゲル経口用は、2016年10月に添付文書が改訂され、併用注意から併用禁忌に変更されました。

併用禁忌の薬剤の投与(第2報)

事例1

イムラン錠を内服している患者の尿酸値が高くなり、医師は、フェブリク錠を新たに処方しようと思い、オーダーリング画面に入力したところ、併用禁忌のアラートが表示された。処方するためにはコメントの入力が必要であり、医師はコメントに「継続」と入力して処方した。保険薬局からの疑義照会はなく、患者はイムラン錠とフェブリク錠の内服を開始した。2ヶ月後、患者にめまい、ふらつき等の症状が出現した。ヘモグロビンが6.8g/dLに低下しており、イムラン錠とフェブリク錠を併用したことによる骨髄抑制であることが分かった。

事例2

患者に静脈血栓があり、循環器内科の医師はワーファリン錠3mgを処方した。ワーファリン錠を開始した2日後、口腔内カンジダ症のため皮膚科の医師がフロリードゲル経口用を処方した。薬剤マスタの最終更新は添付文書が改訂され併用禁忌になった月の前月であったため、処方時にアラートは表示されなかった。薬剤部からの疑義照会はなかった。患者はフロリードゲル経口用の使用2日目、PT-INRが測定不能となった。患者のヘモグロビンは4.3g/dLに低下し、内視鏡検査で胃噴門部からの出血を認めた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・添付文書が改訂され新たに併用禁忌になった薬剤の情報を得た場合
 - 薬剤師は、各診療科に情報を周知する。
 - マスタ更新を速やかに行い、アラートを表示する。
- ・医師は、処方時にアラートが表示された際、処方内容が適切か確認する。
- ・薬剤の保管棚に「併用禁忌あり」と表示して注意喚起する。
- ・薬剤師は、併用禁忌の薬剤が処方された際、疑義照会を行う。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>